

豊後国 古代郷名の存続と復活
における

池 辺 彌

私は本年はじめに「古代郷名の存続と復活」と題する論文を「成城大学民俗学研究所紀要」（第十一集）に掲載した。この論文は日本の全国の郷名に亘って論じたもので七〇頁の長いものであるが、この問題は豊後国にとって特に問題のあるテーマと思うので、ここでは豊後国に焦点を絞り、前稿では取りあげなかった豊後国の問題について論じてみたいと思う。

まずここでいう「古代郷名」とは『和名類聚抄』所載の郷名を指すが、この『和名類聚抄』の郷名についてはじめて研究に手をつけたのは終戦直後の昭和二十一年にさかのぼる。当時東京で焼け出され、祖母の故郷の旧大分郡植田村に住んでいた時にはじまる。その頃大分市は戦災で焼野原となり、書店もほとんどなく、道路に窻を敷いての露店に古本を並べて売っていたが、その露店の本屋で私は或日江戸時代の木版で五冊の『和名類聚抄』と栗田寛の『新撰姓氏録考証』とを見つけて購入した。そしてこの『和名類聚抄』の郷名の検討をはじめたのであった。植田村在住中は請われて野津原村青年学校・植田中学校で教師をつとめたが当時の生徒諸君とは現在も交際の続いている人がある。昭和二十五年三月に東京に帰ってから史料、文献を集めて研究を進め、昭和三十年十一月、第五十四回史学会の日本史部会で「和名類聚抄所載の郷名についての一考察」と題して発表したが、その時に、同じ東大の二十八番教室で私の三人あとに渡辺澄夫さんも「庄園制と公事との関係」の発表をされ、久し振りにお会いしたことを覚えている。昭和四十一年には『和名類聚抄郷名考証』を出し、その後版を二度改め、現在に至っている。

在田郷					有田村↓西有田村 (明治八年)	日田市有田
夜開郷					夜明村↓夜明村 (明治八年)	日田市夜明
日理郷			中世、近世	渡里村	渡重村↓光岡村 (明治八年)	日田市渡里
刃連郷			中世、	刃連村		日田市日高刃連町
石井郷	石井		中世、	石井村	石井村↓五和村 (消)	日田市石井
靱編郷			中世、	刃連村		

球珠郡

郷三所	今己郷	古後郷	中世、	古後村	古後村↓八幡村 (消)	玖珠郡玖珠町古後(註2)
	小田郷	(山田郷)	中世、	小田村		玖珠郡玖珠町小田
	永野郷	長野郷	中世、			玖珠郡玖珠町塚脇字長野

直入郡

朽網郷	松納郷	朽網郷	中世、			竹田市三宅
郷肆所	三宅郷		中世、		三宅村↓岡本村 (明治八年)	
(柏原郷)	直入郷		中世、		直入町 (昭和三〇年)	直入郡直入町
	和名抄		中世、近世	柏原村	柏原村↓柏原村	直入郡萩町柏木

大野郡

郷四所	田口郷			田口村		
	大野郷	大野庄	中世、近世	大野村	大野村(新)	大野郡大野町
	緒方郷	緒方荘	中世、		↓南緒方村(新)	大野郡緒方町、

	三重郷	三重郷	中世、			↓三重村(新)	大野郡三重町
--	-----	-----	-----	--	--	---------	--------

大分郡

郷玖所	阿南郷	阿南荘	中世、			↓阿南村(新)	大分郡庄内町 東長宝、阿南④
	植田郷	植田荘	中世、			植田村↓東植田村(新) 西植田村(新)	大分市木上内植田、 植田④⑤ (註3)
	津守郷	津守荘			津守村	津守村↓滝尾村 (消)	大分市津守
	荏隈郷	荏隈郷	中世、			荏隈村↓荏隈村 (明治八年)	大分市荏隈
	判田郷	判田郷				上中下判田村↓判田村	大分市上判田 下判田
	跡部郷						
	笠祖郷						(註4)
	笠和郷	笠和郷	中世、		笠和町	笠和町↓大分町 (明治八年)	大分市笠和町
	神前郷					神崎村↓八幡村 (明治八年)	大分市神崎

海部郡

郷肆所	佐加郷	佐賀郷	中世、			北郡 ↓佐賀村(新)	北郡佐賀関町 大分市坂ノ市
穂門郷	穂門郷		中世、		保戸島	北郡 保戸島村↓々	津久見市保戸島
佐尉郷	佐井郷	大佐井郷 小佐井郷				北郡 小佐井村(↓新)	大分市市尾小佐井④
丹生郷	丹生郷	丹生庄	中世、			北郡 丹生村↓丹生村(明治八年)	大分市丹生

遠見郡

郷伍所	朝見郷	朝見郷	中世、近世		朝見村	朝見村	別府市朝見
-----	-----	-----	-------	--	-----	-----	-------

	八坂郷	八坂荘	中世、		八坂村	八坂村↓八坂村	杵築市八坂
柚富郷	由布郷	由布院	中世、		南北由布村(新)		大分郡湯布院町
	大神郷	大神庄	中世、	大神村	北大神村	大神村↓大神村	速見郡日出町大神
	山香郷	山香郷	中世、		↓東中山香村(新)		速見郡山香町

国崎郡

郷陸所	武蔵郷	武蔵郷	中世、字佐		↓西武蔵村(新)		東国東郡武蔵町
	来縄郷	来縄郷	中世、字佐	上 下来縄村	上 下来縄村	来縄村↓々々	豊後高田市来縄
	国前郷	国東郷	中世		↓国崎村(新)		東国東郡国東町
	田染郷	田染郷	中世、字佐		↓田染村(新)		豊後高田市相原田染④⑤
	阿岐郷	安岐郷	中世、		↓西南安岐村(新)		東国東郡安岐町
伊美郷	伊美郷	伊美郷	中世、字佐	伊美浦村	伊美村↓々々		東国東郡国見町伊美

【宇佐大鏡】は「宇佐」と記す。

以上により豊後国は四〇郷中三五郷が存続していることとなる。それではこの豊後国の示す数字は全国での存続の状態の中で如何なるものであるかを検討しなければならないので、次に全国の存続を示す表を掲げることとする。

第一類

国名	道名	現府県名	残存率	全郷数	復活郷数
淡路国	南海道	兵庫県	九四%	一七郷	〇
豊後国	西海道	大分県	八七%	四〇郷	一三郷

丹後国	山陰道	京都市府	八七%	三一郷	四郷
讃岐国	南海道	香川県	八四%	九〇郷	四郷
伊賀国	東海道	三重県	八三%	一八郷	一郷
志摩国	東海道	三重県	八〇%	一〇郷	〇

第二類

因幡国	山陰道	鳥取県	七九%	四九郷	一〇郷
和泉国	畿内	大阪府	七九%	二四郷	五郷
伊与国	南海道	愛媛県	七八%	六六郷	九郷
丹波国	山陰道	京都府	七七%	六八郷	一八郷
対馬国	西海道	長崎県	七七%	九郷	〇
伊勢国	東海道	三重県	七七%	八五郷	五郷
周防国	山陽道	山口県	七七%	三五郷	〇
但馬国	山陰道	兵庫県	七五%	六一郷	一七郷
出雲国	山陰道	島根県	七一%	七八郷	一〇郷
伯耆国	山陰道	鳥取県	七〇%	四八郷	八郷
備中国	山陽道	岡山県	七〇%	六七郷	一二郷

第三類

能登国	北陸道	石川県	六九%	二三郷	九郷
-----	-----	-----	-----	-----	----

第四類

上野国	長門国	加賀国	山城国	信濃国	安房国	土佐国	伊豆国	播磨国	安芸国	若狭国	美作国	隱岐国	甲斐国	近江国	石見国	備前国
東山道	山陽道	北陸道	畿内	東山道	東海道	南海道	東海道	山陽道	山陽道	北陸道	山陽道	山陰道	東海道	東山道	山陰道	山陽道
群馬県	山口県	石川県	京都府	長野県	千葉県	高知県	静岡県	兵庫県	広島県	福井県	岡山県	島根県	山梨県	滋賀県	鳥根県	岡山県
五六%	五六%	五七%	五八%	五九%	六〇%	六一%	六一%	六二%	六三%	六四%	六四%	六六%	六六%	六七%	六七%	六八%
九五郷	三二郷	二八郷	七八郷	六二郷	三〇郷	四二郷	二一郷	九三郷	六一郷	一四郷	六五郷	一二郷	三〇郷	八六郷	三七郷	五〇郷
一三郷	〇	二郷	二郷	八郷	一郷	〇	一郷	九郷	二郷	二郷	一七郷	〇	一郷	一二郷	五郷	一四郷

第五類

攝津国	畿内	兵庫県 大阪府	四一%	七〇郷	一郷
相模国	東海道	神奈川県	四一%	六〇郷	一郷
駿河国	東海道	静岡県	四三%	五七郷	四郷
大和国	畿内	奈良県	四三%	八二郷	〇
武蔵国	東海道	東京都 埼玉県 神奈川県	四三%	九四郷	五郷
阿波国	南海道	徳島県	四四%	四五郷	五郷
越後国	北陸道	新潟県	四八%	三五郷	六郷
遠江国	東海道	静岡県	五〇%	八九郷	四郷
常陸国	東海道	茨城県	五〇%	一五〇郷	一三郷
肥前国	西海道	佐賀県	五一%	四五郷	五郷
筑後国	西海道	福岡県	五一%	五四郷	六郷
日向国	西海道	宮崎県	五三%	二八郷	一郷
老岐国	西海道	長崎県	五三%	一三郷	一郷
河内国	畿内	大阪府	五四%	七一郷	五郷
尾張国	東海道	愛知県	五五%	六〇郷	一郷
参河国	東海道	愛知県	五五%	六七郷	二郷
豊前国	西海道	大分県 福岡県	五五%	四三郷	五郷

筑前国	西海道	福岡県	四〇%	一一九郷	八郷
越前国	北陸道	福井県	四〇%	五五郷	二郷

第六類

備後国	山陽道	広島県	三九%	六三郷	一郷
下総国	東海道	千葉県	三八%	八五郷	一郷
紀伊国	南海道	和歌山県	三八%	四七郷	二郷
美濃国	東山道	岐阜県	三七%	一一〇郷	一郷
上総国	東海道	千葉県	三七%	七二郷	〇
佐渡国	北陸道	新潟県	三六%	二五郷	〇
下野国	東山道	栃木県	三五%	六四郷	二郷
飛驒国	東山道	岐阜県	三三%	一二郷	一郷
肥後国	西海道	熊本県	三三%	九九郷	一郷

第七類

陸奥国	東山道	福島県 岩手県 宮城県	二八%	一五七郷	一郷
越中国	北陸道	富山県	二四%	四一郷	〇
出羽国	東山道	山形県 秋田県	二〇%	五九郷	一郷
大隅国	西海道	鹿児島県	一八%	三七郷	〇
薩摩国	西海道	鹿児島県	一四%	三五郷	〇

右の表は全国の国別に残存率の高い国から八〇%以上を第一類、五〇%台を第四類、二〇%以下を第七類と、七段階に分類したものであるが、各国とも郷の実態を考慮するとそれぞれ種々の問題を含んでいる郷が少なくない。そのため率として掲げた数字にこだわることには不安をとまなうので、この表を見る場合は一類か三類か五類かとして理解するのがよいと考える。そこで本稿においては豊後国を主題とするので、右の表において豊後国が全国的に如何なる位置を占めるかを考えるため、豊後国の上位の第一位にある淡路国について検討することとする。

淡路国

津名郡

和名抄	真応二、四、 太田文	天保郷帳	旧高旧領 取調帳	明治二十一、四、市町村制	現 在	存否
津名郷					津名町志筑	×
志筑郷	志筑庄	志筑中浜 ^畑 田村	志筑中 ^畑 田村	志筑村 ↓ 志筑町	洲本市下加茂	○
賀茂郷	賀茂郷	三原郡上 ^下 加茂村	三原郡上 ^下 加茂村	三原郡加茂村外 ↓ 加茂村	洲本市下加茂	○
安平、平安郷 (阿恵加)	安平庄	安平中 ^下 田村	安平中 ^下 田村	平安浦村 ↓ 安平 ^ア 村	洲本市安平町	○
物部郷	物部庄	上 ^下 物部村	上 ^下 物部村	物部村 ↓ 物部村	洲本市物部	○
廣田郷	廣田庄	三原郡広田村	三原郡広田宮村	三原郡廣田村外 ↓ 廣田村	三原郡緑町広田	○

三原郡

阿万郷	神稻郷 (久万之呂)	榎列郷(江奈美)	養宜郷(夜木)	幡多郷(波多)	倭文郷(之止里)	和名抄			
阿万庄	西東神代郷	榎烈村	八木村	八太村		貞応二、四 太田文			
		小大榎並村	中上八木村	下中上八太村		天保郷帳			
阿万西東村		小大榎並村	上中八木村	下上八太村	倭文中村	旧高旧領 取調帳			
阿萬浦村 ↓ 阿萬村	神稻村外 神代村 <small>クマシロ</small>	榎多村 ↓ 榎列村	養宜村外 ↓ 八木村	幡多村 ↓ 榎列村	倭文村 ↓ 倭文村	明治二十二、四、市町村制			
南淡町阿万西町	三原町神代	三原町榎列掃守	三原町八木養宜	三原町榎列下上幡多	緑町倭文 三原町倭文	現			
○	○	○	○	○	○	在			存否

郡家郷	育波郷	来馬郷(久流万)	都志郷
郡家郷		来馬庄	都志郷
郡家浜中村	育波浦	来馬村	都志宮本村
郡家浜中村	育波村	来馬村	都志宮本村
郡家村 ↓ 郡家村	育波村外 ↓ 育波村	久留麻村 ↓ 来馬村	都志村外 ↓ 都志村
一宮町郡家	北淡町育波	淡路町久留麻 東浦町久留麻	五色町都志
○	○	○	○

この「淡路国郷表」と前記の「豊後国郷表」とを比較してみると、古代郷名の存続率として全国において第一位と第二位とでその意味においては近い性格の国であるが、その内部を見ると両国の間には大きな相違のあることに気づく。この両国の相違する点、それが以下取りあげる古代郷名の「復活」であり、淡路国には全く見られない現象が、豊後国においては極めて顕著に現われているのである。

すなわち、豊後国において存続と見られる三十五郷のうち明治二十二年の市町村制成立に際して、それまで一時期消えていた古代郷名が十三郷復活しているのである。

この明治二十二年の市町村制実施は日本の地名に対し極めて大きな影響を与えている。すなわちそれまで日本にあった七一、三二四ヶ村が村の合併により、一挙に一五、八二〇ヶ村に統合されたのである。すなわち五分の四近くの村名が村名から消失したのである。このような村の合併にあたって合併した数ヶ村の村名の一つを新村名に用いることは村民の村名に対する感情から極めて困難なことであつたらう。そのため歴史的、伝統のある古代郷名を用いることとなつたものと思われる。

しかし一度歴史上から姿を消した古代郷名が後に復活したものを存続として取扱うことには異論が出されるかとも思うが、その土地に住む人々が歴史的な伝統ある古代郷名を知ってそれを取りあげた場合、私はやはり古代郷名の存続と考えてよいと思う。唯、現実の場合としては古代郷の占める範囲は明治時代の村に比してかなり広いもので、この広狭の差のあつたことは注意する必要があつたと思う。

私は前稿において明治二十二年の市町村制の実施により、近世から明治初年には消えていた古代郷名が町村名として復活した例を『新旧市町村一覽』（明治二十二年十二月）（註5）『大日本市町村名鑑』（明治二十六年十一月）（註6）等の資料から約三〇〇村を取り出し、合併された旧村名をすべて列挙し、それが新村名に変えられた場合、古代郷名が新村名として復

活した場合の多かったことを明らかにした。

そこでその一覧表の中から豊後国のように古代郷名復活が数多く行われた国の中から、特に十郷以上のあった国名をあげ、その国の復活した村の数をA欄にあげると次の通りである。

この表から復活村数の多い点から見ると豊後国は五位となり、豊後国以上に多い国が四ヶ国あることが知られる。

しかし唯古代郷名の復活した村の数を機械的に取り上げてもその国における郷名変化の実態を把握することは出来ない。すなわちその国全体の郷数との比率によって考察する必要がある。そこで表のB欄にその国の全郷数を掲げ、更にC欄に復活した郷数の全郷数に対する比率を掲げることとする。そしてその結果をD欄に順位として掲げたものである。その結果、豊後国は明治二十二年の市町村制実施に際し全国において古代郷名の復活がもつとも顕著な国であったことが明らかとなった。古代郷名存続率のもつとも高い淡路国にはこの復活が全く見られず零であった。このように古代郷名の存続では第二位の豊後国においてその復活率が全国においてももっとも高くなっていることは極めて注目すべき現象である。

国名	A	B	C	D
常陸国	一三郷	一五〇郷	八・六%	11
近江国	一二郷	八六郷	一三・九%	8
上野国	一三郷	九五郷	一三・六%	9
丹波国	一八郷	六八郷	二六・四%	4
但馬国	一七郷	六一郷	二七・八%	3
因幡国	一〇郷	四九郷	二〇・四%	6
出雲国	一〇郷	七六郷	一二・八%	10
美作国	一七郷	六五郷	二六・一%	5
備前国	一四郷	五〇郷	二八・〇%	2
備中国	一二郷	六七郷	一七・九%	7
豊後国	一三郷	四〇郷	三三・五%	1

第二表、復活の多い国名を見ると、その

国々が地域的に集中している点が見られる。すなわち、②備前国、③但馬国、④丹波国、⑤美作国、⑥因幡国、⑦備中国とその半数以上が中国地方に属している。何故このように中国地方が他の地方に比較して多かつたのかも問題であるが、ここでは豊後国の復活した十三郷について考察することとする。そして豊後国内においても復活の現象は決して一様ではなかった。郡によってかなり大きな差が生じている。すなわち、国崎郡では存続六郷中四郷。大野郡では三郷中三郷。大分郡では七郷中二郷。速見郡で五郷中二郷。海部郡では四郷中二郷がこの時に古代郷名の復活を見ている。これに対し日田郡では五郷中二郷が、玖珠郡では三郷中二郷が、直入郡では一郷の古代郷名がこの時期にそれまであった村名を失っている。そして復活した例は全く見られていない。但し、この時に消滅した例の中には大分郡において古代郷名であった津守村が滝尾村となり村名としては消滅している。

以上のような現象は何故生じたのであろうか。この問題は、大分県だけではなく、前記の岡山県、兵庫県の問題でもあるが、明治二十二年に遡って調査しなければならず、当時の各村の具体的事情の詳細は地元研究者の方々による今後の研究にまかしたいと思う。

註

(1) 日田郷は「風土記」で日田郡を五郷としており、その後全く歴史に見えないため『角川日本地名大辞典』も実在を疑っている。算から除く。

(2) 今己郷を「ここ」と訓み後の「古後郷」とする説には疑問もある。

(3) 植田は「和名抄」「凶田帳」など「植田」とするものが多いが、中世文書以下により「植田」とする。『後愚昧記』永和三年九月一日条に「フキタ植田宮故宮僧正子」とあり「フキタ尊卑分脈」(三ノ五七二頁)には「早田宮僧正」とある「植田」はこの大分郡の「植田」か否か。大分の中世研究の方の御教示を請う。

(4) 笠租郷は誤字とする説、大地震で海中に没した瓜生島にあったとする説もあり、未詳の点が少なくないので、計算からは除く。

- (5) 『明治日本国勢沿革資料總覽』 第一期 第四卷 柏書房
 (6) 『明治日本国勢沿革資料總覽』 第二期 第三卷 柏書房

大分県地方史料叢書 8

文化一揆史料集 (1) 党民流説

豊田・秦・楢本編

文化一揆史料集 (2) 岡藩編

豊田・秦・尾登編

第一集には近世二豊の最大の一揆、文化八・九年一揆に関する基本史料「党民流説」を収載。底本として後藤碩田の自筆本を使用。

第二集には「竹田領百姓騒動記」など八史料を収録した。これによって現在入手し得る岡藩内に関する文化一揆史料は、ほぼ網羅されたといえよう。今後、県下の文化一揆の研究が飛躍的に進展するものと期待される。第三集で完結、十月中旬刊行予定。

(頒価・会員各二〇〇〇円、会員外各二五〇〇円・送料共)

大分県地方史研究会

元野津原村青年学校
 植田中学校教諭
 成城短期大学名誉教授

大分県地方史料叢書 (9)

縣治概略 (I)

縣治概略 (II)

縣治概略 (III)

大分県成立以来の布告・達を集大成した
 県章創期を知る基本史料

(頒価 I・II 会員二五〇〇円、会員外三〇〇〇円・送料共)

(頒価 III 会員一五〇〇円、会員外二〇〇〇円・送料共)

発行者 大分県地方史研究会